## 相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金条例

平成 31 年 2 月 27 日 条 例 第 1 号

(設置の目的)

第1条 相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策に要する費用に充てるため、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入するものとする。

(繰替運用)

第5条 連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために、必要な経費の 財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、連合長が 別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。